

東広島市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例【手続きの概要】

1. 目的

周辺地域と太陽光発電事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、本市の良好な景観の形成、環境の保全及び災害の防止を図り、もって市民の安全と安心及び地域社会の発展に寄与することを目的とします。

2. 施行日

令和8年（2026年）1月1日

（※施行日前に工事に着手した事業についても、施行日以降に「事業区域の位置及び面積」、「総発電出力」を変更する時は、届出が必要となります。）

3. 対象となる事業

発電出力の合計が10キロワット以上の太陽光発電設備を設置する発電事業

（※建築物に設置する場合や国及び地方公共団体並びに国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上を出資する法人が実施する場合を除く。）

4. 主な手続等

（1）事前の届出及び協議

太陽光発電事業を実施しようとする時は、協議のため以下の書類を届出ください。

- ・太陽光発電事業実施概要届出書（様式第1号）
- ・太陽光発電事業の実施に関する内容確認書（様式第2号）
- ・関係法令手続状況等確認書（様式第3号）
- ・事業区域の位置図
- ・発電設備の位置図
- ・土地の公図の写し
- ・再エネ特措法の認定がある場合は、その認定書の写し
- ・緊急対応マニュアル
- ・事業実施計画書
- ・関係住民等説明会に関する計画書、説明の際に使用予定の資料
- ・事業区域からの距離を示す地図（300m、50m）
- ・その他市長が必要と認める書類

（2）関係住民等への説明等

関係住民等への説明等について、以下の書類で報告してください。

- ・関係住民等説明会及び説明結果報告書（様式第4号）
- ・説明に使用した資料
- ・説明をした相手の名簿

(3) 設置の届出

工事に着手しようとする時は、以下の書類を届出てください。

- ・発電設備設置工事着手届出書（様式第6号）
- ・協議終了通知書の写し
- ・関係法令に基づく届出書や許可書等の写し

(4) 設置完了等の届出

発電設備の設置が完了（中止）した時は、以下の書類を届出てください。

- ・発電設備設置完了（中止）届出書（様式第7号）
- ・設置した設備の現況がわかる写真

(5) 事業の変更

届出事業の内容を変更する時は、以下の書類を届出てください。

- ・太陽光発電事業実施概要変更届出書（様式第8号）
- ・変更後の事業実施計画書など

(6) 承継

届出事業に承継があった時は、以下の書類を届出てください。

- ・太陽光発電事業承継届出書（様式第9号）
- ・承継の事実を証する書面

(7) 廃止の届出

届出事業に廃止がある時は、以下の書類を届出てください。

- ・太陽光発電事業廃止届出書（様式第10号）
- ・事業区域の現況がわかる写真

5. 指導、助言等

市は、条例の施行に必要に応じて、事業者に対して、適切な措置を講ずるよう指導又は助言を行う事があります。

6. 提出先

各様式及び必要書類に必要事項を記入のうえ、以下に提出してください。

※窓口及び郵送で受け付けます。

（宛先）

〒739-8601 東広島市西条栄町8-29

東広島市 生活環境部 環境先進都市推進課

■主な手続の流れ

